

議員の選挙・選任に関する事項

●次期議員の任期（3年間）

2025(R7)年11月1日から

2028(R10)年10月31日まで

●議員定数 80人（定款第35条第2項の規定）

1号議員	40人（議員定数の50/100以上）	※各議員の数の比率は、 商工会議所法施行令第6 条で左記の通り規定され ている。
2号議員	28人（議員定数の35/100以下）	
3号議員	12人（議員定数の15/100以下）	

●議員の区分と性格、選挙・選任の方法

議員は、選挙や選任の方法によって、3種類に区分されており、商工会議所法第41条第2項の1号～3号にそれぞれ規定されていることから、「○号議員」という呼称がついている。

1号議員

会員及び会員以外の特定商工業者が、投票によって会員のうちから選挙する議員。

2号議員

業種別の部会（当商工会議所は8部会）が、部会員の中から選任する議員。

3号議員

1号議員及び2号議員で構成する議員協議会が選任した選考委員が、会員のうちから選任する議員。

※ 議員の種類は選出方法が違っただけであり、選出後はすべて同一資格です。

●次期議員の選挙・選任手順

1号議員（選挙）

定数 40人

- ①選挙人名簿の調製 7月15日現在で行う。
（議員選挙選任規約第10条第1項の規定）
- ②選挙人名簿の縦覧 9月1日（月）から9月8日（月）まで当所の
窓口で行う。
※3日以上10日以内の期間を定める。
（同規約第11条第1項の規定）
- ③公 告 9月12日（金）
※選挙期日の20日前までに公告する。
（同規約第6条第2項の規定）
- ④選挙人名簿の確定 9月19日（金）
※選挙人名簿の縦覧期間満了後、5日間を経て確
定する。
（同規約第13条の規定）
- ⑤立 候 補 締 切 9月26日（金） 午後5時まで
※公告日から選挙期日の5日前までに届け出。
（同規約第28条第1項の規定）
- ⑥投 票 日 10月6日（月） 午後5時まで
※議員の任期満了前25日から任期満了の日まで
に設定。
（同規約第6条第1項の規定）

2号議員（選任）

定数 28人

- ①部 会 員 の 確 定 7月15日
※任期満了年度の7月15日現在で行う。
（同規約第40条第1項の規定）

- ②選任の時期 9月8日(月)まで。
※1号議員選挙公告日の3日前までに選任。
(同規約第39条の規定)
- ③部会の開催
8月19日(火) 商業部会、建設業部会
8月20日(水) 水産業部会、観光サービス業部会
8月21日(木) 運輸通信業部会、金融保険業部会
8月22日(金) 庶業部会、工業部会
- ④部会別議員定数 $2\text{号議員定数} \times (\text{当該部会の会員数占有率} + \text{会費口数占有率}) \div 2$
※当該部会員数及び当該部会員の会費口数等を勘案して定める。
(同規約第43条第2項の規定)

3号議員(選任)	定数 12人
----------	--------

- ①選任の時期 10月20日(月)まで。
※1号議員の選挙期日から15日以内に選任。
(同規約第47条の規定)
- ②議員協議会の開催 10月15日(水)に開催。
※議員協議会は1号議員、2号議員で構成。

10月31日までに全議員80人を決定

次期役員等の選任

新議員80人による臨時議員総会(新議員総会)を開催し、役員を選任。

【新議員総会】	10月24日(金)開催
【当所の役員】	
会 頭	1 人
副 会 頭	3 人
専務理事	1 人
常 議 員	26 人
監 事	3 人

※新議員総会では、参与、会頭指名議員等、役員以外の役職も委嘱。